

第14回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第14回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年5月21日（水）午後1時25分～午後3時24分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1・2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代

(農地利用最適化推進委員15名)

9 : 大谷 敏行	10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男	12 : 井上 勝秀
13 : 藤原 一男	14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正	16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄	18 : 片山 嘉彦
19 : 横山 和行	20 : 西山 彰彦
21 : 中村 富昭	22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)
(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	河嶋 雅浩
- 6 会議に付した事件
議事
 - 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
 - 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
 - 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
 - 議案第76号 転用制限外農地の届出に対する受理について
 - 議案第77号 非農地証明願に対する認可について
 - 議案第78号 令和6年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について
 - 議案第79号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について

議案第 80 号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について
(農地中間管理権)

議案第 81 号 小野市地域計画(案)に関する意見について

報告事項

報告 1 各種証明書の交付

報告 2 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行令第 68 条の規定による小作
の解約通知の受理

報告 3 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

だいたい例年 6 月に入りますと梅雨入りしますけども、今年は 16 日に九州南部地方が梅雨入りしております。ここらは予定どおりとなるのか、ちょっと早まるのか、梅雨入りが近づいてくると何かとあわただしい日々が続いております。

先日、篠山の方へ行くことがありまして、ほとんどのところが田植えが終わっておりました。農家の方に話を聞くと、例年より 1 週間早く田植えをしたとのことでした。それはなぜかと聞いたら、米の値段が上がっているから、少しでも早く植えて、早く収穫して早く出荷して儲けたいとのことでした。また、篠山では黒豆の栽培面積を減らして米を作っているとのことでした。

こちらはどんな感じになるかわかりませんが、2、3 日前に〇〇町の営農組合が取り引きしております〇〇市の「〇〇〇」という米屋さんがあるのですが、そこからお米の値段の提示がありまして、30 キログラム 1 袋 14,000 円とのことでした。昨年が 11,000 円でしたので、昨年よりも高くなっています。それやったらもっとたくさん作りたいと思うのですが、栽培面積を増やすことはできません。そのため、同じ面積でしっかり作って数量をちょっとでも上げて、お米が値上がりしている恩恵にあやかっしていきたいと思っております。

本日第 14 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしく願います。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 4 条、第 5 条の許可申請に対する進達、転用制限外農地の届出に対する受理、非農地証明願に対する認可ほかの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手を
していただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお
願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、
適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　それでは、ただ今から第14回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長　次に、議案の訂正がございますので、事務局からお願いいたします。

○事務局　議案書の6ページをお願いします。
1番の摘要欄の農地種別が記入漏れとなっており、進入路の下に、(第
3種農地)の追記をお願いいたします。
もう一点が、議案書の8ページをご覧ください。
1番の摘要欄の一時転用の期間が「令和7年12月31日まで」となっ
ておりますが、「令和7年11月29日まで」で終わると申し出がありま
したので、訂正をお願いいたします。
あと参考資料の37ページと39ページにおいて、申請地の矢印の表示
が誤っておりましたので、机上に修正後の地図を置いておりますので、差
し替えをお願いいたします。以上となります。

○議長　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号2番　住本昌彦委員、
3番　岸本富生委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第73号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　議案書の1ページをお願いします。

議案第73号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき

意見を求める。

令和7年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、2ページ、3ページの9件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長 議案第73号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 新部町○○○○ ○○ ○○、譲渡人 新部町○○○
○○ ○○○、申請地：所在地 河合西町字○○○○ 地目田 面積
○○○㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権設定であります。

譲渡人の○○さんは、昨年まで作付けをされておりましたが、今年の3月にお父さんがお亡くなりになられ、今後は作付けができないということで、譲受人の○○さんをお願いしたところ、こころよく引き受けてくださることとなり、今回の申請となりました。

譲受人の○○さんは警備会社を経営されており、社員が十数名おられ、農繁期には社員に手伝ってもらいながら耕作をされているとのこと。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大島町○○○○ ○○ ○○、譲渡人 市場町○○○
○○ ○○、申請地：所在地 大島町字○○○○ 地目田 面積○○
㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地は、大島川の橋の向こう側で、J A小野南支店の手前の場所です。
西環状線から左側に入って道路沿いにありまして、左側が今回の申請地
で、譲受人の○○さんは申請地の道を挟んで反対側で倉庫や○○○○車が
数台置いてあり、会社を経営されております。

申請地は、長らく何も耕作されておらず、売買の話がまとまり今回の申
請となりました。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はご
ざいませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可するこ
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定
いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから6ページをあわせて
ご覧ください。

申請人：譲受人 栗生町○○○ ○○ ○○、譲渡人 三木市志染町○
○○○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 栗生町字○○○○○○
地目畑 面積○○㎡ 自作地、栗生町字○○○○ 地目畑 面積○○㎡
自作地、合計○筆、合計面積○○㎡、摘要として、贈与による所有権移
転であります。

譲受人の○○さんは、譲渡人の○○さんのいところにあたりまして、譲受
人の○○さんの実家の財産の処分をすることになり、いところの○○さんに
譲り渡したいということになり今回の申請となりました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、4番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、7ページから8ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 河合西町○○ ○○ ○○、譲渡人 岡山県岡山市○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 河合西町字○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんは相続で取得したが、県外で戻る予定も無いため、譲受人の○○さんとの話がまとまり今回の申請となりました。

今回の申請地は、河合西町のはずれにあり、水も入りにくい場所で昨年は耕作をされておられません。今年も作付けをしないが、来年から作付けを行いたいとのことです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、5番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、9ページから10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 阿形町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 阿形町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 阿形町字〇〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地の東側の阿形町〇〇〇〇〇が譲受人の〇〇さんの実家で、数十年前に倉庫を建てた時に、〇〇〇〇さんの所有地に畑と進入路の一部としておりましたが、今回の申請地は〇〇さんが使い勝手が良いということで利用をされておりましたが、今回畑の部分を整理したいということで、今回の申請となりました。なお、進入路の部分は、非農地証明願により申請しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

〇議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

〇議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、6番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、11ページから12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 葉多町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 加古川市上荘町〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 葉多町字〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、葉多町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、合計〇筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

今回の申請地は、譲渡人の〇〇さんの親御さんが譲受人の〇〇さんに耕作をお願いしておりましたが、令和6年6月に〇〇さんの親御さんがお亡くなりになられ相続されたのですが、申請地の世話もできないため、〇〇さんが〇〇さんに引き取って欲しいと依頼があったため、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、7番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、13ページから14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加東市○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 神戸市西区○○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 浄谷町字○○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の○○さんは、申請地と南側の宅地を譲受人の○○さんから売買により購入されておられます。

今回の申請地では、加東市にお住いの時から親が畑をされていたため、一緒に手伝いもされており、今回も家庭菜園をされる予定です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは8番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、8番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、15ページから24ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加古川市加古川町〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 神戸市東灘区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、黍田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m² 自作地、合計〇〇筆、合計面積〇〇〇〇〇〇m²、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんは神戸市〇〇〇にお住まいで、黍田町の方に耕作をお願いしておりましたが、耕作をお願いされていた方がお亡くなりになられ、申請地を全て処分したいということで、譲受人の〇〇さんと売買の話がまとまり、今回の申請となりました。

今年の耕作については、昨年まで耕作される方が耕作されるということで、〇〇さんも了解されております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 8番について、説明は終わりました。8番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、8番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは9番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、9番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、25ページから26ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 浄谷町〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 浄谷町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 浄谷町字南〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇 m² 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人の〇〇さんは、譲渡人の〇〇さんの家を購入され、申請地の北側の〇〇〇〇にお住まいされておられます。

〇〇さんは2年ほど前に家を購入されましたが非農家の方です。実家では農業を営まれており、その関係で農業経験もあります。

今回、譲渡人の〇〇様から譲受人の〇〇さんに土地を引き取って欲しいとの話があり、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 9番について、説明は終わりました。9番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、9番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第73号 農地法第3条関係では、申請件数9件、うち許可件数9件により審議は終了いたしました。

(農地法第4条関係)

○議長 次に、議案第74号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の5ページをお願いします。

議案第74号

農地法第4条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第4条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和7年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6 ページの 1 件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 74 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第 4 条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料の、27 ページから 28 ページをあわせてご覧ください。

申請人：久保木町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 久保木町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、露天駐車場（普通自動車 3 台）、露天農機具置き場 1 台、農作業場、進入路の設置となります。

この農地につきましては、地目は田ですが耕作されておりません。

現在、駐車場として利用されておりますし、参考資料のとおり、道の横で農地から離れて独立した形となっておりますので、水が来ないところであると判断いたしました。

○○さん自身も申請地については耕作されていない状況で、稲の苗置場になっている状況でした。このようなことから、今回の転用については問題ないかと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第74号 農地法第4条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第75号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第75号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和7年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8ページの1件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第75号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、29ページから30ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人(借人) 大阪市城東区○○○○○○ ○○○○○○
○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○、譲渡人(貸人) 神戸
市中央区○○○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 浄谷町字○○
○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、摘要として、令和7年11月

29日までの一時転用、貸借権の設定、資材置場兼作業ヤード(1,250㎡)第2種農地となります。

申請地西側の浄谷新池に、太陽光パネルフロートを設置するために、資材置場兼作業ヤードとして利用するために、一時転用の申請するものであります。

一時転用期間は、許可日から令和7年11月29日までとなっております。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田と貸人の田、西側がため池、南側が田、北側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番○○委員

申請地への進入路は、共進牛乳の所から入っていくのですか。

○○○番 ○○番○○委員

いいえ、進入路はひまわりの丘公園側で、市民農園と浄谷新池の間の農道からの進入となります。

○議長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第75号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に、議案第76号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の9ページをお願いします。

議案第76号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和7年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、10ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第76号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、31ページから32ページをあわせてご覧ください。

届出人: 来住町○○○○ ○○ ○○ 申請地: 所在地 来住町字○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡の内○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫です。

届出人の○○○○さんは○○○○さんの妻で、○○○○さんと西側の○○○○さんと兄弟関係にあり、○○○○さんの土地に○○○○さんが8㎡の農業用倉庫を建てて所有権移転等ができておらず、夫も義理の弟も亡くなり、次世代になる前に処理するために今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が本人の田、西側が田、南側が道路、北側

が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第76号 転用制限外農地の届出に対する受理について、申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了しました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第77号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の11ページをお願いします。

議案第77号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和7年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、12ページの6件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第77号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地

調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、33ページから34ページをあわせてご覧ください。

申請人：栗生町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 栗生町字○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成7年頃に納屋を建ててお
られ雑種地になってしまったようです。

弟から農地を譲り受けるにあたり、この土地が無断転用となるため、今
回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提
出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可するこ
とに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定
いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、35ページから36ページをあわせてご覧ください。

申請人：古川町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 古川町字○○○○
○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和49年頃に親の代
に畑であったものを宅地の一部になってしまったようです。よろしくご審

議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、次の4番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。
参考資料の、37ページ、38ページをあわせてご覧ください。
申請人：下大部町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 葉多町字○○○
○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和40年頃に宅地の一部になってしまったようです。

○○○番 引き続き○○番○○が、4番について説明いたします。
参考資料の、39ページ、40ページをあわせてご覧ください。
申請人：葉多町○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 葉多町字○○○○
地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、昭和40年頃に宅地の一部になってしまったようです。
よろしく、ご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番、4番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。
- 〇事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提
出されております。
- 〇議長 3番、4番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されて
おります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)
- 〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番、4番については認可
することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 〇議長 ご異議が無いようでありますので、3番、4番については認可するこ
とに決定いたします。
- 〇議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願いいたします。
- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、5番について説明いたします。
参考資料の、41ページから42ページをあわせてご覧ください。
申請人：阿形町〇〇 〇〇 〇〇 申請地：所在地 阿形町字〇〇〇〇
〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、平成11年頃に宅地の
一部になってしまったようです。よろしくご審議のほどお願いします。
- 〇議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
- 〇〇〇番 〇〇番〇〇が、5番の現地調査報告をいたします。
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書
及び現況写真があれば良いかと思えます。
- 〇事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提
出されております。
- 〇議長 5番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、6番について説明いたします。

参考資料の、43ページから44ページをあわせてご覧ください。

申請人：神戸市西区○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 浄谷町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成5年頃にガレージが建っており、宅地の一部になってしまったようです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、6番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 6番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については認可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第77号 非農地証明願に対する認可について、申請件数6

件、うち認可件数6件により審議は終了しました。

(令和6年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について)

○議長 次に、議案、第78号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書13ページをお願いします。

議案第78号

令和6年度農地利用の最適化の推進の状況(最適化活動の点検・評価等)について

別紙の令和6年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表等について意見を求める。

令和7年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

14ページをご覧ください。

別紙様式5が、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」となっております。

この、「最適化活動の実施状況」「事務の実施状況」につきましては、国に提出するもので、農業委員会等に係る交付金の算定基礎になるものでございます。

それでは、説明させていただきます。

別紙様式5「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をお願いします。

1ページをお願いします。

I 農業委員会の状況は、記載のとおりであります。

2ページをお願いします。

II 最適化活動の実施状況についてですが、

1 最適化活動の成果目標、

(1)「農地の集積」の現状及び課題は記載のとおりで、

②目標、③実績 令和6年度の目標及び実績は、目標972ヘクタールに対して、実績944ヘクタールで、達成状況は97パーセントとなっております。

点検結果として、「概ね期待通りの集積等が実施できていると考えるが、

令和8年度に66パーセントという目標を掲げているため、今後の地域計画等の進捗が課題になる」と考えます。

2ページの下段をお願いします。

(2)「遊休農地の発生防止・解消」の現状及び課題は記載のとおりで、
②目標、③実績 令和6年度の目標及び実績は、緑区分の遊休農地の解消目標0.2ヘクタールに対して、実績0ヘクタールで、達成状況は0パーセントとなっております。黄色区分の目標設定はありませんでした。

点検結果として、「相手方からの返答がない場合も多く、苦慮しているが、今後は非農地証明、非農地判断についても丁寧に説明していく必要がある」と考えます。

3ページ下段をお願いします。

(3)「新規参入の促進」の現状及び課題は記載のとおりで、
②目標、③実績 令和6年度の目標農地面積、4.6ヘクタールに対して、2.5ヘクタールで、達成状況は54パーセントとなっております。

点検結果として、「公表できた農地の面積は少ないが、参入経営体数は一定数あり、農地相談等による成果が出ているものと考えている」としています。

4ページから5ページをお願いします。

2 最適化活動の活動目標、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

(2) 活動強化月間の設定の①目標、②実績

(3) 新規参入相談会への参加の①目標、②実績

は記載のとおりで、

「目標に対して期待通りの結果が得られた」と考えております。

【推進委員等の点検・評価結果】についてですが、

委員の皆さんには、毎月8日以上活動をお願いするという、目標を設定させていただきましたが、「目標に対し期待どおりの結果が得られた」方が23名となりました。今年度も、8日以上とさせていただいておりますので、引き続き皆様のご活動をよろしく願いいたします。

次に6ページをお願いします。

Ⅲ 事務の実施状況についてですが、

1 総会、部会の開催実績は記載のとおりです。

2 農地法第3条に基づく許可事務の

1年間の処理件数は44件、うち許可44件、標準処理機関は18日です。

た。

3 農地転用に関する事務の

1年間の処理件数は46件、うち許可相当46件、標準処理機関は14日でした。

4 違反転用への対応ですが、

令和6年度の実績は、違反転用面積5.7ヘクタールに対し、違反転用解消面積は0.6ヘクタールの減少となっております。

以上が、「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案第78号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「令和6年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。

（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第78号「令和6年度農地利用の最適化の推進の状況（最適化活動の点検・評価等）について」に関する審議は終了いたしました。

（農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について）

○議長 次に議案第79号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書15ページをお願いします。

議案第79号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について

令和元年12月23日付兵農会議第1139号により兵庫県農業会議から依頼のあった「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施について、農業委員会の決定を求める。

令和7年5月21日提出
小野市農業委員会 会長 中尾 正美

資料の16ページをご覧ください。
兵庫県農業会議より、令和元年12月23日付で、依頼を受けています。

資料の17ページをご覧ください。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年5月21日
小野市農業委員会

本議案につきましては、令和元年、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されるなど、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が1年間で4件発生し、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発されております。

このことから、令和元年11月28日に開催された「令和元年度全国農業委員会代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」がなされ、これを受けて、全国農業会議所から各都道府県の農業会議を通じて決議依頼が行われて、全農業委員会で年度において1回、本決議を実施しようとするものでございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案、第79号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について」でございます。

本件についてご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

○議長　ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長　以上、議案第79号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施について」に関する審議は終了いたしました。

○議長　ここで、午後3時5分まで休憩といたします。

(農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について (農地中間管理権))

○議長　休憩を解きまして、議事を再開いたします。
議案第80号、81の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越し
いただいております。
(産業創造課あいさつ)

○議長　次に、議案第80号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。なお、小野市農業委員会会議規則第11条の規定により、〇〇番〇〇
〇〇委員は退席をお願いします。
(〇〇〇〇委員退席)

○事務局 (藤原)　議案書の19ページをお願いします。

議案第80号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について (農地中間管理権)

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和7年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

20ページをお願いします。

市長部局より、令和7年5月7日付けで、意見を求められています。

21ページから28ページが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 議案第80号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」でございます。

○議長 この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課(以下、産業) 地域振興部産業創造課の〇〇と申します。

小野市からの議案は、議案第80号、81号の2件であります。

今回の議案ですが、議案第80号では、「農用地利用集積等促進計画への意見照会」、議案第81号では、「小野市地域計画案に対する意見照会」となります。

議案第80号から説明をいたします。議案資料は19ページから28ページまでとなります。

計画の概要を申しますと、賃貸借権の新規設定として計5筆、7,398㎡、使用貸借権の新規設定として計4筆、1,546㎡となっております。

まずは、賃貸借権の新規設定分について、ご説明いたします。議案資料は21ページから24ページまでとなります。

今回の計画ですが、場所は鹿野町及び古川町地内の農地計5筆・7,398㎡を、主に〇〇町で営農をされている「〇〇〇〇氏」に利用集積をしようとするものです。

農地の所在ですが、お手元にある位置図1(1/2)と位置図1(2/2)をご参照願います。

賃貸借の期間は、本年8月1日から10年間となっており、賃料は10アール当たり3,500円となっております。

続いて、使用貸借権の新規設定分について、ご説明いたします。議案資料は25ページから28ページとなります。

今回の計画であります。場所は鹿野町と復井町でありまして、両町内の農地計4筆・1,546㎡を営農に意欲ある農業者に利用集積をしようとするものです。

鹿野町の方からご説明します。位置図2をご参照願います。

鹿野町内の農地2筆・486㎡を主に鹿野町で営農されている〇〇〇〇氏に、先ほどの賃貸借で受け手となった同じ方ですが、この〇〇〇〇氏に利用集積しようとするものであります。

使用貸借の期間は、本年7月1日から10年間となっております。

続いて、使用貸借権の設定でもう1件、復井町の分をご説明いたします。
農地の所在ですが、位置図3をご参照願います。

復井町内の農地2筆・1,060㎡を主に加西市で営農を営む〇〇〇〇氏に
利用集積しようとするものであります。

使用貸借の期間は、本年7月1日から10年間となっております。

以上で、議案第80号の提案説明と終了いたします。ご審議のほど、よろしく
お願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり
決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定い
たします。

○議長 以上、議案第80号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農
地中間管理権）」に関する審議は終了いたしました。
（〇〇〇〇委員着席）

（小野市地域計画（案）に関する意見について）

○議長 次に、議案第81号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の29ページをお願いします。

議案第81号

小野市地域計画（案）に関する意見について
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計
画（案）について意見を求める。

令和7年5月21日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

30ページをお願いします。

市長部局より、令和7年5月2日付けで、意見を求められています。意見聴取を求められる地域計画（案）は、1件となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第81号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 議案第81号の提案につきまして、説明させていただきます。

今回の議案であります。農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき、10年後の農地プランを定める「地域計画」の案に対し、貴農業委員会様の意見を求めるものであります。

本市では、現在、市内68の農業集落において、この計画を策定しているところであり、うち46集落で完成し、残り未策定22集落について、同計画の策定を急いでいるところでもあります。そこで、今回、新たに計画案の完成した1集落について、皆様からのご意見を踏まえ、市の計画として決定したいと考えております。

地域計画案の説明資料としましては、事前に配布いたしました「小野市地域計画案の概要説明書 令和7年5月意見聴取分」、そして、本日配布しております「地域計画（案）計画本文」と、10年後の農地利用プランを図示した「目標地図」、以上3点となります。

なお、本計画の対象農地は、農振農用地を対象に作成をしております。

今回、意見照会するのは、市場町の計画案の1件となります。

市場町ですが、対象農地は18ヘクタール、10年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針としまして、概ね現状を維持しながら、一部の利用集積を進めようとするものであります。その担い手への農地集約の面積は0.9ヘクタールとしております。

10年後の利用集積率は、30パーセントを目指すこととしております。

主な営農の担い手としては、町内で意欲的に農業を展開されております〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏ほかとなります。

また、地域計画の未策定の集落については、現在作成中ではありますが、来月以降の農業委員会にて、意見聴取を行う予定となっております。

以上で、議案第81号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番 〇〇番〇〇委員

市内68集落のうち46集落が終わって、残り22集落残っているという
ことで、年度替わりまでに間に合わないことは理解できたのですが、4
月以降いつぐらいまでに集約される予定ですか。

○産業 今の予定といたしましては、今年度の上期で全て終了しようというこ
とで事務を進めております。

○議長 上期というのは9月末日までですか。

○産業 9月末日までです。

〇〇〇番 はじめの方の計画では、年度末で終わる予定であったけれども、年度末
にはできないが、4月、5月でできるようなことを言っていたが、どうな
のか。

○産業 そのとおりです。4月、5月、6月で終わる予定とっておりましたが、
思うように進捗できなくて、私どもの事務の体制ができていないために申
訳ございません。

○議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおり
とすることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いた
します。

○議長 以上、議案第81号 「小野市地域計画(案)に関する意見について」
に関する審議は終了しました。
(産業創造課職員退席)

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
報告事項1から3を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 31ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和7年4月1日～令和7年4月30日)

令和7年5月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 耕作証明 番号1 住所 万勝寺町〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
使用目的 軽油免税の申請

耕作証明につきましては合計8件、使用目的は、全てが軽油免税の申請です。

続きまして、32ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年4月1日～令和7年4月30日)

令和7年5月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出者 貸人 喜多町〇〇 〇〇 〇〇、借人 喜多町〇〇
〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 喜多町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積
〇〇〇〇m²、摘要といたしまして、令和7年4月9日受理、農地法第3条
使用貸借の合意解約に係る届出は合計1件で、1筆、面積は〇〇〇m²です。

引き続きまして、33ページから36ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年4月1日～令和7年4月30日)

令和7年5月21日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 浄谷町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
譲渡人(被相続人) 浄谷町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、
物件の表示 所在地 浄谷町字〇〇〇〇〇〇 地目畑、面積〇〇〇
m²、浄谷町字〇〇〇〇〇〇 地目畑、面積〇〇〇〇m²、合計〇筆、
合計面積〇〇〇m²、摘要といたしましては相続による所有権取得、

令和7年4月2日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計13件、59筆、50,112㎡でした。

○議長 報告1から3について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。
これをもちまして、第14回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和7年5月27日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員2番

議事録署名委員3番